

# 新編武藏風土記稿卷之八十一

## 都筑郡之一

### 郡圖 (略)

### 總説

都筑郡は、其名義めいぎの起おこを詳まにせず、又國史等にもこの郡名のあらはるゝものをいまだみず、【萬葉集】に天平勝寶七歲乙未二月二十日、武藏國部領防人使椽正六位上安曇宿禰三國が進歌二十首の内に、都筑郡上丁服部於由が詠する所の歌を古とせんか、當郡は國の中央よりいはゞ、南の方かたにあたれり、其郡の南は相模國鎌倉郡に接せり、その餘よの接界多せつかいは橘樹郡の村々にかゝりて犬牙けんがせり、上代の界域かいいきを考かんるに、その地ちのさま變革へんかく多くして、古いにしへのことは證あかすべきものも少すくなければ、今よりは知べからざれど、【和名鈔】に載のする所の地名を以もて今の地理を察するに、東の方より南にいたりては、そのかみより地形も甚變革へんかくありしにや、今の郡中の村に、昔は橘樹・久良岐の兩郡に屬ぞくせしとおぼしきものあり、まづ本郡に現存の高田村は、【和名鈔】橘樹郡の郷名にのする高田なるべし、又上星川村と唱となふるは、久良岐郡に屬ぞくせり、今久良岐郡の地は南の方によりて、其間そのあいだに橘樹郡の地わづかにはさまりてあれば久良岐郡は今接地せつちとはならざるなり、されど【正保元祿の圖】にはすべて接してみゆれど、夫それより後の沿革なり、わづかの年代にてすら斯かたの如ごとし、又郡の東北にかゝりては、皆橘樹郡に交まじり、乾いぬいの方は多磨

郡にして、南は相模國鎌倉郡につゞけり、郡の**廣狹**は其さま數郡に**犬牙**したれば詳に辨しがたけれど、凡東西へ三里にすぎず、南北は四里半に餘れり、土地はすべて陸田山林多ければ、谷間の平かなる處をえらみて水田を開き、又西の方多磨郡につゞきたる處は、小山連りて土地も高く、東の方橋樹郡へは自ら**なだれ**に卑き所に郡界せり、土性多は眞土なり、郡中相模國への往還二條かゝれり、其一條を相州中原道と云、郡内中央を經ること大抵三里にあまれり、又一條を相模國矢倉澤道と云、これも本郡中央より少く西北にかゝれり、郡内をすぐること二里半許、

### 郷名

【和名鈔】所載郷名五並驛家餘戸

餘戸 餘戸は、郷名にはあらず、令式に據に、一郷五十戸の限に出で、しかも別に一郷建るには、亦戸數足ざるとき其割餘を別區として餘戸と云なり、或曰、あまりべと訓すべしと、他郡これに倣へ、按に當郡の餘戸は、今の久良岐・橋樹接界の所ならん、府を上として次第に郷を置ときは、其邊最後にあたる、又是を久良岐郡の方より次第する時は、郡首に在べきなり、

店屋 此店屋といへるは、【兵部式】驛傳馬條にもみへたれど、今村名にも殘らざれば、いづれの地と云ことを指て知べからず、今按するに、橋樹郡三枚橋村の小名に、てんやと唱ふる所あり、また神奈川の青木町にもおなし名の小名あり、此も三枚橋に近ければ、かたがた廣き所をいへるとみゆ、是古の店屋のあとなりしや、是もみな當郡に程近き所なれば、全く後に變革せし物ならんか、

【廣狹】(こうきょう) 広いことと狭いこと。

広さと狭さ。また、広さの程度。『広辞苑』

【犬牙】(けんが) 犬のきばが互いにいりちがつているように、土地の境界などがいりちがつ

ていること。『広辞苑』

【なだれ】斜めに傾いていること。傾斜。特に、

山や川岸などの傾斜している所。傾斜面。傾斜地。『広辞苑』

驛家うまや これも其所そのところをしらず、【延喜兵部式】の條けみを閲するに、當郡店屋驛馬十疋、傳馬五疋と載るものは、則驛家と同所なるにや、さもあらば今の三枚橋村青木町の邊あなはらなるべし、又地理を以て驛家の順を考ふるに、往古は相模國高坐郡鹽田の驛家より、本郡の驛にかゝりて荏原郡大井驛に通じたりと見ゆ、

立野たちのみ 多知乃 此郷は上代牧場なりとみゆれば、殊に廣き所なるべし、すでに【延喜式】左馬寮の御牧に、武藏國立野牧とするして、當國貢の御馬は立野牧より二十疋を出すといへり、されば立野の貢馬のことは古くより和歌によめり、【後撰集】に兼輔朝臣左近少將に侍りける時、武藏の御馬むかへにまかり立日、にわかにかゝることありて、かはりに同じつかさ少將にて迎ひにまかりて、逢坂より隨身をかへしていひおくり侍りける、藤原忠房が歌に、秋霧の立野の駒をひくときは、心にのりて君そこひしき、と代々の人も此地名を以て詠し出せり、【拾芥鈔】にも、武藏國馬牧五ヶ所の内立野と載たり、或云、橘樹郡駒林駒岡など稱する地は、當時本郡

【延喜式】(えんぎしき) 平安中期の法典。五〇卷。延喜五年醍醐天皇の命により藤原時平、忠平らが編集。延長五年(九二七)に完成。弘仁式、貞觀式以降の式を取捨し、集大成した。康保四年(九六八)施行。『広辞苑』

【御牧】(みまき) 古代の朝廷の直轄牧場。左右馬寮の所管で甲斐・武藏・信濃・上野など國々にあった。『広辞苑』

【後撰和歌集】(ごせんわかしゅう) 平安中期の二番目の勅撰集。一〇卷。天曆五年(九五二)、村上天皇の勅命で和歌所が置かれ、藤原伊尹が別当に、大中臣能宣、清原元輔、源順、紀時文、坂上望城のいわゆる梨壺の五人が撰者となり、天曆一〇年前後に成立した。紀貫之、伊勢

凡河内躬恒ら二二〇人余りの歌約一四二〇首を、四季、恋、雑など一〇部に分類し収録したもの。私的な贈答歌が多く、歌物語的な傾向が見られる。後撰集。『広辞苑』

【逢坂】(おうさか) 滋賀県大津市逢坂山にあった関所。大化二年頃の設置といわれ、三関の一つ。東海道、東山道の京都への入り口にあたる要所。東関。『広辞苑』

【拾芥鈔】(しゅうががしゅう) 歳時・文学・風俗・官位・典礼・国郡・神仏・衣食・吉凶など有職故実に関する事典。三卷。漢文体。洞院公賢編。孫の実熙が増補したという。鎌倉末期に成る。『広辞苑』

に屬して牧ありし舊蹟なれば、其名の遺りしならずや、三村とも本郡にいと近きうへ、川に添たる地なれば、牧ありしとも云へしと、未其正しき據をきかず、

針折訓佐久 此郷名も正しきことを傳へず、按するに今の八朔村もしくは遺名なるべし、八朔は郡の中央にあり、かの村の條にも出せし如く、後にいつの頃にや八朔と書改めしならん、元龜永祿の頃も今の文字に書來れば、古きことなるべし、

高幡多加波多 此郷名も今存せず、按るに、隣郡多磨郡に高畑村あり、かの郡中南の方によりて、當郡の端よりは徑二里にあまれる所なり、又荏原郡にも高畑村あれど、地形を以て考ふるに、昔は橘樹郡本郡の東の方へかゝり、多磨郡も橘樹郡と犬牙したれば、荏原郡高畑村へは地勢も自から隔りたらば、【和名抄】に載るところの郷名は則多磨郡なるべければ爰にのせず、

幡屋波多乃也 此郷名は、今村名小名等にも殘らざれば、何れの地と云事を知らず、以上【和名抄】に載る所なり、

### 中古所唱

小机 此郷の説は、既に橘樹郡に辨せり、今本郡小机郷を稱するは、西八朔・上菅田二村のみなれど、古は廣く及びたる名なるべし、麻生 此郷名をかうふるもの、王禪寺・萬福寺の二村に限れり、さして古くより唱へしことにはあらざるべけれど、天正十二年王禪寺へ、北條氏直のあたへし文書にも見ゆ、是後麻生村の内より分れし王禪寺村なれば、この郷名を唱ふるならん、

片平 古澤村のみ此郷名を唱ふ、隣村片平村より分れし地にて、其名を襲へるにや、片平村は【小田原役帳】に小机片平郷と載たれば、昔は郷とも稱せしならん、

## 庄名

### 中古所唱

師岡 此師岡の地は、古へ久良岐郡に屬せしなるべし等の説は、既に久良岐郡郷名の條、及橘樹郡庄名の條に辨せり、今本郡此庄に屬せしと云もの十九村あり、

小机 郡の中央より東の方につゞき、此庄名をかうふるもの十四村、及【小田原役帳】に小机某と記せしもの六村、【文禄年中改の古記】に小机内と書しもの二村、又昔小机百八村の内なりしと云もの三村あり、是等皆庄の内なるべし、橘樹郡小松村の邊に、此庄名を唱ふるもの十餘村あり、

榛谷 今この庄名を呼もの四村、又橘樹郡程谷宿の邊にも、此庄にかゝれるもの五六村、郡中二股川村の小名にも榛谷と云ところあり、昔鎌倉右大將頼朝の頃、當國の住人稻毛三郎重成・其弟榛谷四郎重朝と、同じく父が讓を受、このほとりの地を分ちて領せしとみゆ、古くよりの在名にして、後庄名に唱へしなるべし、又或書には榛谷の御厨とするせしものもあれば、古へ御厨の地にあてられしこともしるべし、又橘樹郡保土谷宿の内、岩間町の鎮守神明社に納る、天文二十四年しるせし縁起にも、榛谷御厨庄とあり、かの社、元和五年修理の棟札に、武藏國榛谷御厨八郷ともみえたれば、榛谷の地は廣きこと又しるべし、又御厨郷と云もの二村、御厨屋庄と云もの一村、是も榛谷の内なるべし、

小山田 此庄名、郡中にては王禪寺村にのみ唱ふれど、【小田原役帳】には小山田庄黒川と記したれば、猶他村にも及びし名なるべし、

【かうふる】【こうむる】被る・冠る

此二村もとより郡の北によりたる村なれば、多磨郡小山田村より起りし庄名の本郡にも及びしものか、猶詳なる事は多磨郡庄名の條下について見るべし、

根古屋 新羽村のみ此庄名を唱ふ、隣郡小机古壘の地に近ければ、たまたま根古屋といへるにや、根古屋と云は壘砦の通稱なりと云、

今所唱

神奈川 村三十五

小机 村二十五

未勘 村十三

### 村數

七十三村 右件の村は、今現在の數なり、正保年中改には、村數七十一村とあり、元禄十五年の改正には、上下に分ち四村をまして七十五村となれり、其後今宿新田村本宿新田二股川村新田等は持添と云ものゝ如くにして、二股川本宿の兩新田は、二股川村に屬し、今宿村新田は、今宿村に入たれば、此村名を減し、岡上村新井新田等出きて、今の村數に及べり、

### 山川

鶴見川 多磨郡三輪村より入、寺家・鴨志田・上谷本・佐江戸・池邊・

川向・新羽等の數村を経て、橘樹郡太尾村に達す、谷本の邊にては、

谷本川とも唱ふ、

恩田川 水上は多磨郡成瀬村より入、恩田・西八朔・小山・青砥の村々

をすぎて鶴見川に合す、

【古壘】(い)ふるいとりで。昔の城壁。

帷子川 此は水原郡中二股川村にて、谷々の清水合し、夫よりの流派（みななみ）二條に分れり、下流は川島・上星川の二村にかゝりて、橋樹郡の内帷子川（ふたすじ）にいる、二股川村の内にては二股川と唱り、二股川の名は東鑑（あずまかがみ）等の書にもおせて人のしる所なり、

### 原野（はらの）

都筑原（つづきはら）附都筑岡 此原は當國の名所にして、世にしる所なれど、今其地はさして知べからず、昔は限りもなき廣原（こうげん）なりと見へしかど、後土地も開けて今は原と云べくもなければ、自ら此名目を失せるなり、已に僧顯昭が歌に、

武藏野の草のゆかりに問わひす

### 都筑の原の雪の夕暮

とも詠し出せり、又都筑岡と云も、今村民その所を傳へざれど、すべて多磨郡につゞきたる地なれば、小山かさなりて連綿たる岡なり、されば其處をさしては辨しがたけれど、廣く呼なせし物なるべし、  
夫木集藤原光俊が歌に、

いかにせんつゝきの岡の葛の葉の

うらみて後は又もかへらず

とあるも郡中の地名を詠せし物ならんか、此光俊は建長の頃の人なり、

【廣原】（こうげん）ひろびろとした野原。『広辞苑』

【夫木集】（ふぼくしゅう）「夫木和歌抄」の略称。鎌倉後期の私撰和歌集。三六卷。藤原長清撰。延慶三年頃成立か。「万葉集」以降の家

集・私撰集・歌合などから従来の撰にもれた一七三五〇首余りの和歌を収録し、四季・雑の部立によつて類題したもので、歌謡や俗語方言を使つた歌、散逸歌集の歌なども収録している。『広辞苑』

土産どさん

柿 禪寺丸と稱して、王禪寺村より出るものを尤よしとす、今はそこにもかぎらず、をしなべて此邊このあたりを産とす、村民江戸へ運びて餘業よそごととせり、其實みの味すぐれて美びなり、もと王禪寺丸と唱となふべきを、上略かみして禪寺丸とのみよべり、形も他の柿とは異なり、

黒川炭 黒川炭と唱ふることは、黒川村より出るをもてなれど、今は其村にもかぎらず、此ほとりよりして多磨郡にも及べり、村民農業の暇いとまに、毎年九月より焼始て翌年三月を限りとせり、

新編武藏風土記稿卷之八十一 終



## 新編武藏風土記稿卷之八十二

### 都筑郡之二 神奈川領

神奈川領は、郡内南の方にありて小机領と相接し、又橘樹郡にもまたがれり、方位も詳には分ちがたけれど、試にいはず、南の方相模國鎌倉郡の界ひより、本郡の中央に至り、小机領と交はり、夫より東の方は橘樹郡の内本郡にて唱ふる神奈川領につゞき、西の方は相模國鎌倉郡また多磨郡にも交はれり、すべてこの領中に屬する所三十五村に及べり、◎今井村 今井村は、郡の巽の方にあり、江戸日本橋より九里の行程なり、今は郷庄共に唱を失ふよしをいへど、昔土俗に小机百八郷と號して、すべて百八村あり、當村もその一なりと云、【小田原家人役帳】に、小机の内今井としるし、且其頃は當所十八貫五百文を谷泉が知行にして、これ小幡某が元知行なりしことをもしるせり、御入國の後、天正十九年有田九郎兵衛吉貞に、當村百二十六石九斗の地を賜へり、其時も尚小机領に屬せしよし、彼の家譜にいへり、今に至りてその子孫播磨守貞勝知行せり、又正保年中國圖改定ありし時の記録を閲するに、小物成は伊奈半十郎が御代官所へ收むとあり、されど今はそれらの事なし、村名の起りは、昔木曾義仲の家人、今井四郎兼平が住せし地なればなど云傳ふれど、證とすべきことなし、恐くは今井と云により、兼平が舊名なるをもて、かく附會せしにや、村の四境、東は橘樹郡神戸町及び佛向の二村にして、西より南へは保土谷宿、又相州鎌倉郡品野村に接し、北は郡

【小物成】(こものなり) 江戸時代、田畑に対する本年貢を本途物成というのに対して、

山年貢、野年貢、草年貢等の雜税をいう。  
小年貢。『広辞苑』

中市野澤、及び二俣川の二村なり、村内に新田の地入あり、それを通じて里數をはかるに、東西一里ばかり南北二十丁に及び、土地に高低あり、土性は白眞土なり、水田少くして陸田多し、用水のたよりあしく、天水をたゝへて耕す、故にやゝもすれば旱損を患ふと云、檢地は北條分國の頃、天文十一年にあらためあり、夫よりはるかの後、延寶二年四月、御代官野村彦太夫爲重と、地頭有田九郎兵衛吉貞と、たがひにたせしと云、村内に古鎌倉街道とて一條の道あり、此街道は北の方二俣川村より入て、巽の方にかゝること二十丁許にして、保土谷宿の内東海道往還に至る、其所を武相の界とす、高札場 村の巽の方鎌倉古道の内にあり、

小名

石谷左京山 村の西の端にあり、昔この地に石谷左京と云人住せし故に、かく名付と云、その人の事跡は詳ならず、

城山 村の北によりてあり、昔此地を知し人の砦などのありし跡なるにや、されど傳へを失へり、

大上小次郎山 村の西なり、これも地名の如く小次郎と云人の住し所なりと云、その事實は傳はらず、

下野 村の東なり、

狐谷 西の方なり、

向萩久保 これも西の方

塚下 村の南なり、

腰巻 村の南によれり、

太平 西の方なり、下並に同じ、

【旱損】(かんそん) ひでりによる田畑の損害  
 干害。『広辞苑』  
 行を持つ幕府の旗本、私藩の給人(きゆうにん)の通称。小領主。また、一地域の領主の俗称。

【地頭】(じとう) 江戸時代、地方(じかた) 知  
 『広辞苑』

小平山 丸山 新地 北の方なり、  
かうじ谷 これも北の方、下並に同じ、

大久保山 のぼり山 みたち山

星やと 城山のならびなり、

藤助谷 西の方なり、

坂下長右衛門山 北の方なり、これもかゝる人の住せし所

なるにや、詳なる傳へなし、

小次郎屋敷 これも北の方なり、大上小次郎が屋敷あとにや、

ゆうけい 坂南の方なり、

子神社 除地、(一五〇坪) 村の中央なる丘上(一五〇坪)にあり、この所の鎮守なり、春日明

神を合祀す、二間四方の社にして、前に鳥居を建、ともに西向なり、石階(約一〇四)

六十間許りかほどにあり、勸請の年代を傳へず、例祭は九月十一日なり、金

剛寺持、

金剛寺 除地、一段三畝、(一九〇坪) 村の南にあり、古義眞言宗にて、久良岐郡太田村

東福寺末、長谷山と號す、開闢の年代及び開山の名をつたへず、客殿六間四

方、本尊は彌陀の坐像、長二尺、(約六〇坪)

地藏堂 見捨地、七畝、(二二〇坪) 村の中程にあり、二間半に四間の堂にて金剛寺の持

なり、爰に安置する地藏は、木の立像にして長三尺四寸許なり、胎中(約四)に嘉慶

二年十一月三日と刻してあれば、古きものなることは論なけれど、大方の

木像なるべしとて、させる崇敬も加へざりしかど、近き頃修造せんとして、

佛工にみせしに運慶の作なりと云、しかのみならず胎中をさぐりみるに、

天正十三年に彩色を潤色せしときの古書を得て、いよいよ其由緒あること

をしりしとなり、其古記は今名主勇次郎がもとにひめ置たれば、寫して左に

のす、

【胎中】(たいちゆう) 胎内。はらごもり。

【彩色】(さいしき) いろどること。物に色を塗つて飾ること。また、そのいろどり。着色。

なごしよく。『広辞苑』

【潤色】(じゆんしよく) 色どりをつけ光沢を添えること。『広辞苑』

天正十三年乙酉卯月十一日

地蔵おさいしき申候事

檀那六濟之人衆、本願四郎左衛門主玉井寺、又  
さいしきちふ殿、又ハ今井之檀那中、願主敬白  
さうしうかまくら

おきの谷いまくら

玄説 花押

鳥山ちふ殿花押六濟之人衆

□太郎殿

□太郎殿

藤五郎殿

小たん殿

ふちま殿

源二郎殿

檀那清水主計助 花押

同内方

逆修

卅三回忌之臺俵入佛二入者也

并五十文口左也

天正十三年乙酉卯月十七日

玉井寺ろうは

うはこなり

此子善左也

五 甲供養二十五文

十三本塚 村の南の方保土ヶ谷宿の境ひにあり、十三本塚と呼ぶは、其數

十三ある故なり、大或は二間又は四間四方はかりのものもあり、この十三

塚の名は爰のみに非ず所々にあるなり、中古追善供養などの為に築きしもの

と見ゆ、

【逆修】(ぎやくしゆ) 生きているうちに、あらかじめ死後の冥福を祈つて仏事を行なうこと。

舊蹟砦址 村の南、名主勇次郎がかまへの後にあり、わづかなる山にて、半

腹(天〇坪)に二畝ばかりの平地なり、土人これを木曾の家人今井四郎兼平が居し地なりと云、されど外に證とすべきことなし、近き頃此地を穿ちて、太刀の金具及び小皿八枚を得たり、金具は地頭のもとに收む、皿は名主勇次郎が家に持傳へり、其色青黒色にして唐草の模様あり、大三寸ばかり、さして古代のものとも見えず、又此地に古碑一墓たてり、嘉元二年五月と刻せり、是も誰人の碑と云ふことを傳へず、

舊家百姓勇次郎 清水を氏とす、今名主をつとむ、村内地藏堂に收る(五七二九)天正年中の古書に、清水主計助と記せしはそれが先祖の名なりといへば、まさしく舊家なるべけれど、そのみにて外に持傳へし記録もなければ、其詳なることをしらず、

◎今井新田 此新田の地は、もと本村にそひたる原野なり、かゝるたぐひの地、この邊所々にありしを、小高市右衛門と云もの、貞享四年(一六八七)に開墾し、事竣て元禄八年安藤對馬守重治檢地す、これより御料所となれり、今は小野田三郎右衛門信利が支配所なり、すべての沿革は下の小高新田の條に出したればあはせみるべし、今も民家なくして本村持添の村也、

◎市野澤村 市野澤村は、郡の巽の方にあり、榛ヶ谷庄に屬せり、開墾の年代詳ならず、正保國圖改定の頃は、伊奈半十郎忠治が支配所なりとあり、されば御入國の時より御料地にして、後寶永四年二月木村作大夫重利に賜り、今に至りて其子孫七右衛門重勇が知行する所なり、江戸日本橋より十里の行程なり、家數五十五軒、西の方に居住せり、四境は、東の方橋樹郡佛向村にて、南は今井村のつゞきなり、西は二俣川に隣り、北は川島三段田の二村なり、東西は十丁、南北は十三丁餘、山谷ありて地平かならず、土性は黒土に砂交れり、用水に便あしくして天水

をたゝへて耕す故、水田は少なく陸田多し、やゝもすれば旱損を患ふと、  
檢地は元祿八年三月にて、其奉行は安藤對馬守重治なりと云、

高札場 村の東北にあり、

小名

馬場崎 村の東にあり、

上の原 これも東の方なり、

梶山 これも同じ邊下並に同じ、

じんでんかた澤山 石川山 くら澤山

三ツ又山 東南の方にあり、

くわんてう 西南の方にあり

らうば谷 おなじあたり、  
同邊なり、

中丸臺 にしの方、下並に同じ

小中丸谷 左近山 桐ヶ作谷

熊野社 見捨地、九畝、村の中央にて丘上にあり、村内の鎮守なり、勸請の

年代を傳へず、弘法大師肉筆の六字名號を神體になぞらふ、本社の前に二間

に三間の拜殿を設く、その前に鳥居をたつ、皆東に向へり、年々九月朔日を

例祭とさだめ、村童をあつめて角力を興行す、是を風祭と號す、風災なから

んことを祈る故なり、長見寺持

末社稻荷社 本社の左にあり、

稻荷社 年貢地、小名桐ヶ作谷にあり、これも丘上に社たてり、長見寺持

なり、下の神明も同じ、

神明社 見捨地 一段、小名かた澤山の丘上にたてり、

長見寺 除地、陸田二段三畝、山三段五畝、村の中央にあり、古義真言宗、

久良岐郡石川村寶生寺末、壹澤山と稱す、野口氏の人開基せしと云傳ふるの

みにて、其年歴及び開山の僧 詳ならず、本尊不動の坐像長五寸、客殿は六

間半に五間なり、

三坐相殿さんざそうでん祠ひら客殿きやくでんに向て左ひだりにあり、稻荷いなぎ天神てんじん痘瘡神ぼうそうしん三坐さんざを祀まつれり、

地藏堂じざうだう 年貢地ねんこうち、熊野社くまのやしろの傍かたわらにあり、本尊ほんぞんは木の立像たてざうにて、長なが二尺にぶひ、堂だうの

大き二間に三間、長見寺ながみでらの持もちなり、

念佛塚ねんぶつづか 村むらの北きたにあり、**はたはり**二畝にぶはかりの塚づかなり、由來ゆらいを傳つたへず、

かねい塚づか 小名桐こなとうケ作谷さくやにあり、二歩ふたはかりの塚づかなり、庚申塚こうしんづかならん、

野人やじんは庚申塚こうしんづかをかえ塚づかといえは、その誤あやりときこゆ、

◎今宿村いまじゆくむら 今宿村いまじゆくむらは、郡ぐんの南相模國なんさうもくの界さかいにあり、村名むらなのおこりは傳つたへず

と云いへど、隣村となりむら二俣川ふたまたがわの内に、本宿ほんじゆくと唱となふるあり、當村あたむらを今宿いまじゆくと云い時とき

は、此邊このあたもとは宿驛しゆくえきにてもありしや、小名鑑こながみケ淵ふち及び鶴つるケ峰みねも二俣川ふたまたがわ

村むらの内うちなりしを、後のちに當村あたむらに屬ぞくせるといえは、元もとは二股川ふたまたがわの分郷ぶんこうなり

しも知しべからず、江戸日本橋えどにっぽんばしへは行程こうりゆう十里じゆりにあまれり、村内むらうちの廣狹ひろさは、

東西とうざいへ凡およ二十丁にじゅうちやう、南北なんぼく十一丁じゆいちぢやうにあまれり、四境しきやう、東方ひがしのかたは川島村かがしまむらに接つし、

西にしは長津田ながつた・下川井したにかいの二村ふたむらにして、南みなみは二俣川村ふたまたがわむらにおよび、北きたは白根

村むらにつゞけり、民家みや五十七軒ごじちしちけん、すべて當村あたむら平地へいぢにして丘かみ少すくく、土性どしやうは

黒野土くろのち或あるは砂交まじれり、陸田はたけ多おほして水田みづた少すくし、又農隙のうげきあれば蠶かいこを養やしふて

餘業あまのうとせり、村内むらうち八王子道やちおうじみちと唱となふる一條いちじやうあり、西にしは下川井村したにかいむらより入いり、

東ひがしは川島村かがしまむらに至いたる、村内むらうちを貫つらくこと二十丁にじゅうちやうばかりにして、道幅みちのひろさ二間ふたな

り、又古いにしへの鎌倉道かまくらみちなりとてわづかなる徑みちあり、良よの方かたより字鶴あざケ峰みねを

へて、二俣川村ふたまたがわむらへ達たつす、されど今は往還おうかんと云いべくもあらず、形かたちのみ僅わずかに

存ぞんせり、北條家きたじやうけ分國ぶんこくの頃ころは、今宿いまじゆく十三貫じゆさん八百五十五文はちひゃくごじゅうごもん岩本いわもと和泉わいづみとあれば、

永祿えいりくの頃ころははや一村いちむらとなりて、和泉わいづみが知行ちかちゆうせしこと知しべし、御入國ごにゅうこくの後のち、

正保しょうほうの頃ころはすべて美濃部みのべ文左衛門ぶんざゑもんが采地さいぢにして、たゞ小物成こものなりのみを伊奈

【**痘瘡神**】(ほうそうしん) 祈いのれば痘瘡ぼうそうにかか  
らなかつたり、軽かろくすんだりすると信じられ  
た神かみ。(痘瘡ぼうそうは天然痘てんぜんとうの別称べつしやう)『**広辞苑**』

【**はたはり**】物ものの横よこの広ひろがり。幅はば(はば)。

【**農隙**】(のうげき) 農作業のうさぎやうのあい間あひま。農業のうぎやうの  
ひま。『**広辞苑**』

【**采地**】(さいぢ) 領地りやうぢ。知行所ちかちゆうじよ。采邑さいいゆう(さいいゆう)。  
『**広辞苑**』

半十郎忠治が御代官所へ納めしこと物にもみえたり、夫より御料は御代官の**遷替**ありて、今小野田三郎右衛門信利預り奉る所なり、美濃部文左衛門が采地は、元禄十六年收公せられて、其後白井平右衛門が知行に賜はりしが、これも平右衛門勝昌正徳四年罪あるにより、采地を召放され、又寶永四年二月、村内にて木村作太夫重利に食邑を賜はり、今も七右衛門重勇が知行なり、檢地は貞享元年十一月、地頭美濃部文左衛門糺せり、其の高十六石五斗餘の新田を開きて、御料所の持添となりしと云う、**秣場**若干の畝歩東の方にあり、

高札場二ヶ所 一は御料の持にして村の北にあり、

一は坤の方にありて私領の持なり、

小名

中村 村の中央にあり、

半四郎山 東の方を云、

腰巻 これも同じ邊を云、

鶴ヶ峰 上に同じ邊なり、此あたりに二町ばかりの坂あり、これを鶴ヶ峯坂とよべり、

中橋 西にあり、

福泉寺原 これも西よりにあり、古の寺跡なりといへり

上中澤 南にあり、

下中澤 同邊なり、

後谷 南の方を云、

かんのう山 村の北を云、以下三ヶ所も同所を云、

日向山 白根坂 日影谷 神なり谷 坤の方を云、

【遷替】(せんたい) 任期満ちて、他の、一般には上級の官職に転じること。『広辞苑』

のほとんどは入会地で、地域の住民が共同で  
使益した。『広辞苑』

【秣場】(まぐさば) まぐさを刈る草生地。そ



以下二ヶ所も同じ邊あたりにあり、

金ヶ谷 新林 高山下 巽たつみの方かたを云、

矢畑 同所にあり、

川（附かたわれ）（片破しどめ）村の南二俣川村の境さかひをながる、西の方長津田村及び

上下川井の三村より流れ出る悪水あくすい、當村にては用水の助たすけとせり、川幅二三間（四り五間）

ばかり、此川端は片破しどめとて、年々花葩半はなびらばづ、咲さけり、相傳あいつたふ昔名馬の

するすみのころきた

摺墨すりすみ此所こゝに來り、かのしどめを踏ふしだきしにより、今に其形残れりと云、こ

の説はもとより取にたらざれど、花片の年々かくひらくことは奇と云べし、

土橋 二ヶ所、一は坤ひつじさるの方にあり、幅六尺長五間（約一八間）、これを中橋と云、一

は清來寺前にあり、これも同じ長さにして何れも自普請所なり、

稻荷社 除地じよち、一段許（二〇〇坪ばかり）、村の坤ひつじさるの方にあり、一丈餘（三三）の石階せつかいを登り社に至る、

社は二間に三間東向、前に木の鳥居を立、神體しんたいは長六寸ばかり、木の坐像ざざうな

り、勧請かんじようの年代知らず、例祭九月二十九日、村内藥王寺もち持なり、

神明社 見捨地みすてち、六畝、村の西にあり、これも社二間四方にて、南に向ふ、

前に木の鳥居をたつ、村の鎮守なり、これも勧請かんじようの年代 詳つまびらかならず、神體しんたいは

長八寸許ながさ約二四間の立像なり、九月十九日を以例祭とす、本立寺もちの持、

稻荷社 見捨地みすてち、三畝、村の北にあり、社は西向にして一間二尺に二間、

まへに木の鳥居を立、神體しんたいは女體にょたいにして白狐びやくこに乗り、長七八寸ばかり、これ

も本立寺もち持、

第六天社 見捨地、六畝、村の北にあり、當村の鎮守にして、神體しんたいは木の

立像長一尺許（約三〇間）、劔つるぎをたつさへたる状さまにて彩色さいしきの像なり、例祭六月六日、社

は三間四方にて南向なり、前に木の鳥居をたつ、これ同じ寺もちの持なり、

清來寺 境内三（一）萬四千六百八十六坪、村の東にあり、淨土眞宗、西本願寺末、

鶴遊山と稱し、萬龜院と號す、本堂八間に七間半南に向ふ、本尊彌陀木みだの立

【しどめ】クサボケの別名。

【摺墨】（するすみ）梶原景季が源頼朝から賜つ

た名馬の名。寿永三年佐々木高綱の生（いけ

ずき）との宇治川の先陣争いで有名、『広辞苑』

【踏みしだく】踏んで荒らす。踏みにじる。踏

み散らす。『広辞苑』

像長二尺五寸五分(約七五)、當寺は古へ天台宗にて、相州愛甲郡厚木村にあり、其頃  
は近江國大津園城寺末にて、天台宗なり、安貞元年(一一二七)宗祖親鸞東國巡行の折、  
歸衣きえのあまり改宗して弟子となれり、開山法運律師、建治元年七月二十四日(一一七五)  
に寂すと云、法運は中興の開山なるべし、慶安二年(一六四九)高十石の寺領をたまふ、  
鐘樓 客殿の向て左りにあり、二間に一間半、鐘は天明四年に鑄しもの  
にして、徑二尺五寸ばかり、(約七五)

本立寺 除地、四畝二歩(二二坪)、村の北にあり、日蓮宗、荏原郡池上本門寺末、感  
應山と號す、本堂七間に七間南向なり、本尊三寶を安す、當寺は昔荏原郡峰  
村にあり、此地へ引移せし由來は、もとの地頭白井平右衛門と云もの罪ある  
により、正徳四年其家祿沒收せられしとき、里正武左衛門地頭の遺託をう  
け、先祖菩提のために願望をおこし、享保三年(一七二九)當寺を峯村より移せりと云、  
中興開基は本山二十五世日顯隱居の後こゝに住し、寶曆三年(一七五三)に寂せり、  
藥王寺 除地、一段(三〇〇坪)、村の西にあり、禪宗、曹洞派、下川井村福泉寺末、

東光山と號す、客殿六間に四間南に向ふ、本尊藥師木の坐像長一尺餘、  
勸請開山を北潭と云、其寂年を傳へず、貞和三年(一一三三)の古碑一基境内にあり、  
首塚 字鶴ヶ峰にあり、わづか一坪ばかりのところなり、  
六塚 同じ邊にあり、由來を傳へず、

駕籠塚 東北の隅にあり、

舊趾矢筥ヶ淵 村の東界ひ鶴ヶ峯にあり、古へ畠山次郎重忠此地にて討死の  
とき、此處へ矢筥二筋を立おきしが、その竹自然と根を生じ、年々二本つゝ  
生せしにより、この名おこれりと云、其竹近き頃迄もありしが、今は絶たりと、  
鎧ヶ淵 これも矢筥ヶ淵のつゝきにあり、

屏風ヶ淵 これも同じ邊にあり、由來はつたへざれど、其さま屏風を立た  
るが如くなる故に名付しならん、

【矢筥】やの( )矢の幹。矢の竹の部分。『広辞苑』

◎鶴ヶ峰新田 今宿村枝郷（たせう） 鶴ヶ峰新田は、今井新田と同時の開墾（かいえん）なり、鶴峯と云地名は、古き事とみへて、【東鑑】にも載（の）たり、事は二股川村古戦場の條（くだけり）に出せり、こゝも民家なくして本村の持添（もちぞえ）なり、其餘（そのよ）は同じければ略せり、

◎白根村 白根村は、郡の南の方（かた）によりてあり、こゝも昔は小机百八郷の一にて、小机領と唱（とな）へしよし土人（どじん）はいへど、今は神奈川領に屬せり、江戸日本橋への行程ほど前に同じ、民家すべて五十五軒、村の四境（しきよう）、東は菅田村に接し、南は今宿村に界（まが）ひ、西は川井村にて、北は寺山村につゞけり、廣狹（ひろきはら）は、東西へ一里餘（約四里）、南北へは十五町ばかり、村内高低ありて土性は野土（のつち）或は灰土（かいど）なり、檢地（けんち）は古きことは傳（つた）へず、元祿八年安藤對馬守重治新田を檢地せしことのみ云傳（いひつた）へり、小田原北條家分國の頃は、遠山左衛門白根の内にて、三百四十一貫文、此外二百貫文（約一、六里）よりこ（よ）きゆう（く）たに下し、此内（このうち）二百五十貫文知行役錢（やくせに）を出して、九十一貫文は役を免（ゆる）さるゝよし、かの役帳（やくちやう）にのせたり、御入國の後は御料私領打交（ごりようしりやううちまじわ）れり、地頭藤川十右衛門へ賜（たま）はりしは、天正十八年九月十二日なり、御料の方は御代官替（か）わることがわる支配して、今は小野田三郎右衛門信利あずかり奉りぬ、村内古街道と唱るもの一條あり、北の方寺山村より入、中央を経て今宿村に達す、長（なが）き（一、二里）、古の鎌倉道と云、また一條は、村の東菅田村より入、南の方今宿村へ通ず、これ神奈川宿への道にして、東南の方を斜（なまめ）に通せり、又一條は北の方によりてあり、これ相州中原道なりと云、

【寄子・寄親】（よりこ・よりおや）主従関係などを飯の親子関係を擬して結び、その主君を寄親、従者を寄子と称する。戦国時代には戦国大名が有力な武将を寄親とし、地侍級の下級

家臣を寄子として軍事組織を編成した。近世には一般の雇用関係においても、奉公人を寄子とし、その身元引受人を寄親とした。『広辞苑』

高札場一ヶ所 村の中央にあり、

### 小名

鬢手洗池 東の方にあり、相傳ふ右大將源頼朝、奥州征伐の時當村に至り、此池にて鬢をそゝがれしにより此名ありと、村内鎌倉古街道、とかく定かなることは知べからず、この池の水をとりて、童子の頭にそゝげば、禿瘡(シラクモ)の病なしと云つたへり、以下の七ヶ所も東の方にあり、

木たご山 中島 不動谷 茶の木畑 荏田

鍛冶久保 六方畑

籠場 村の西にあり

田淵 藤原 後谷 とうじ谷 下の原 隼人屋敷 耳取

松葉 三谷 上郎下 以上の十ヶ所北の方にあり、

金草澤 良の方を云、

鳴越 村の巽の方なり、

寺屋敷 同じ邊なり、

長久保 南をいへり、

うらが下 これも同所を云、

かり場 東の方にあり、

おつたて 同じ邊なり、

皮籠塚 (ヒロウレイ)

島川 南の方今宿村より入、村内へかゝること長十丁許を経て、東の方川嶋

村へ達す、川幅凡六間

溜井二ヶ所 村の西北の間にあり、一は小名大池と云所にあり、一町ばかり、

一は小名小池と云、潤四段八畝二十八歩、二條ともに下流帷子川へ合せり、

【鬢】(びん)頭の左右側面の髪。耳ぎわの髪。

稻荷社 除地、五歩、村の東の方にあり、  
稻荷社 除地、三段、村の西の方にあり、上屋一間半四方、異向なり、鳥居をたつ、

正圓寺 除地、七段五畝、村の中央にあり、淨土眞宗、京都西本願寺の末、三谷山と號す、當寺古は眞言宗なり、其頃佛光寺末にて、池流山眞福寺と號せしに、寶永四年故あつて改め、今の宗となれり、開山は西傳、慶長元年十月十九日寂す、開基は地頭藤川甚兵衛が先祖十右衛門なり、寛永四年十二月十三日卒せり、改宗せし時の僧の名は傳へず、本尊彌陀立像にて長一尺八寸なるを安す、客殿五間四方、向なり、

兒宮 境内異の方にあり、藥師を勧請す、弘法大師作と云、長一尺、許の立像なり、今は祠破壊して客殿に置、兒宮と唱ふる濫觴は傳へず、

不動堂 除地、一畝、村の東山上にあり、拜殿造りそへにて三間半四方、異向、白瀧山の額を扁す、不動は坐像長一寸七分、弘法大師作と云り、縁起に云、源義家此不動を常に信仰し、天喜年中貞任宗任誅伐の時、甲の内へ納め置て向はれしに、果して勝利あり、よりにて康平六年權五郎景政に命じて、伽藍を此所に造立し、彼尊像を安置す、其後頼朝治承四年義兵を擧し時、當村を過り賜ひ、昔の佳例を思ひ出で、當所の内鬢手洗池にて身を清め、此不動尊に祈誓あり、建久二年に至り、堂宇を再び造營せり、其後正慶の頃、北條高時を攻んとて、新田義貞發向の砌、此邊の佛閣悉く兵火に罹りて烏有となれり、元祿七年九月二十二日の事なりしが、祠を造立せんとせしに、此地中より本尊と同體の尊像出現せり、二軀ともに古佛なれば、其一體必昔の本尊なるべけれど、いづれをもて其像とせんや、今よりは知べからず、二軀ともに山上の堂に安す、石階を登ることまづ二十三級をへて、又上に十七級あり、そこより六十級をのぼり堂の前に至る、山下に鳥居を立ち、前不動堂 本堂の山下にあり、坤向なり、此處より、尊像を掘出せし故、僅の堂をしるしにたてりと云、

【誅伐】(ちゆうばつ) 罪ある者を攻め討つこと。

瀧 二カ所ともに境内にあり、一は堂に向て左の方にあり、一は本堂に向て右にあり、

岩穴 石階(約一八咫)に向て左りの方なり、入口六尺四方ばかり、深さも六間程、

内に石の不動を置、

別当明王院 浄土宗、橘樹郡小机村泉谷寺末、白瀧山成願寺と號す、客殿

五間に二間半、開山開基等を詳にせず、

◎川島村 川島村は、郡の南の方にあり、御厨郷榛ヶ谷庄に屬せり、家

數百四軒、村内に散住す、東より南は上屋川村、及び橘樹郡坂本・佛向

の二村なり、西の方は市ノ澤・三段田・二俣川・白根の四村にて、北

は新井新田・上菅田・上屋川の三村に隣れり、東西二十一町半、南北

十一丁半なり、村内すべて高低あり、土性は黒眞土黒野土赤土砂土等ま

じわれり、水田少しくして陸田多し、水旱共に患あり、秣場は字猪ノ山

にあり、これは當村及上屋川村入會の地なり、段數十二町七段一畝十三

歩、又百姓抱の卅九町八段四畝十四歩所々に散在せり、村の北の方に一

條の往來かゝり、これを八王子道とよぶ、東の方上屋川村より入、村

をふるること三丁ばかりにして又上屋川村にかゝり、それより又村内に入

て、五丁ばかりゆきて白根村に達せり、北條氏分國の頃は、中田加賀守

及び山川清九郎の二人領せりと云、加賀守が子孫は今村内にも遣れり、

しかのみならず【小田原役帳】にも加賀守が知行當所十一貫五百五十文

のよしをのす、山川が事實は記録にも所見なし、たゞ當所にいひ傳ふる

のみ、御入國の後は、山本平九郎にたまわりしと云、山本家譜を閲るに、

平九郎は寛文六年に没せし人なれば、其賜りしも慶長以來の事なるべ

し、すでに寛永十九年十月十六日に、三百石の地をたまはりしと云とき

【入會】(いりあい) 一定地域の住民が特定の  
権利をもつて一定の範圍の森林・原野または

漁場に入り、共同利益(木材・薪炭・まぐさ  
などの採取)すること。『広辞苑』

は、此ころ初て當所を賜はりしなるべし、その孫千之助せんちゆう元禄三年三月五日夭死ようしせしにより、**采地**も**收公**せられて、大岡喜右衛門が御代官所となれり、いくほどなくおなじ同（一七七二）十五年、謙光院法印太田某に賜たまはりしより、子孫につたへて知行せしが、曾孫道壽罪ありて、延享四年十一月六日遠流おんりゆうせられしにより、ふたゝび收公しゆうこうせられ、齋藤喜六郎が支配所となれり、其後代官の遷替せんたいは寛延二年小川新右衛門、ついで辻六郎左衛門かはる、寶曆三年岩手伊右衛門、同七年志村六郎多宮師智、同九年辻源九郎、明和四年布施孫市郎、同年秋より池田喜八郎、同九年久保田十左衛門正邦、安永六年飯塚伊兵衛英長、天明五年同常之丞、同八年江川太郎左衛門、寛政二年伊奈右近將監忠宥、同四年菅沼安十郎定昌、文化元年伊奈友之助忠富、中村八大夫知剛、同三年ふたゝび伊奈友之助忠富、同十年小野田三郎右衛門信利かはりてより、今に至れり、下の小高新田も同じ、この餘隨流院領三石あり、檢地は寛永二十一年伊奈半十郎忠治たゞせり、其後は元禄十四年に至り、古川武兵衛・江川太郎左衛門承はれり、

高札場 村の東の方にあり、

小名

- 馬場崎 村の東なり、中田加賀守が馬を乗りし所なりと云
- 大山坂臺おほやまのぼり これも東の方なり、
- 前耕地 中央なり、
- 牛びり 南の方、下並しもに同じ、
- りやうけだりやうけだい 大原道 二の澤 倉澤臺 南丸
- 狸久保 西の方、下並しもに同じ、

【**采地**】(さいち)領地。知行所。采邑(さいゆう)。  
『広辞苑』

【**收公**】(しゆうこう)領地などを官府が取りあ  
げること。『広辞苑』

塚ノ下 逆田 中田原 みやうぎた 稻荷山臺 寺田袋  
後川島 北の方、下同じ、 金草澤谷 猪子山

帷子川 村の坤(ひしひ)の方二股川村より入、村の中ほどより上屋川村の境にそひてなかるゝこと、すべて二十三丁ばかりにして同村に達す、川幅五間(約九四)より七間までなり、

板橋 村の東によりてあり、帷子川に架す、長六間幅四尺(約一三三)、隨流院領の内にて、則寺の門前なり、故に寺より修理すと云、

堰(せき) 帷子川にあり、その所は上屋川村の内なり、こゝより水を引て村内所々の水田(た)にそゞり、又竹下川・柵木谷川・逆田川・猪子山谷川等の細流あり、これも此邊の用水にもちゆと云、其餘の水は帷子川へ合せり、又天水(てんすい)をたゝへて濺ぐ所もあり、

溜井(たらい)二ヶ所 村の東北の間にあり、二ヶ所を合せて一段三畝六歩あり、これも所々の水田(た)にそゞり、

杉山社 除地、一段六畝三歩、村の中程の丘上にあり、村内の鎮守なり、勸請の年代をしらず、本地佛は不動の立像にて、長一尺(約三〇)、本社三間四方、拜殿は一間四方にて、前に石鳥居をたつ、共に東に向へり、例祭年々九月十二日、橋樹郡保土ヶ谷宿圓福寺持、

八幡社 除地、二十五歩(二五坪)、村の東北の方にあり、小社にて勸請の年代を傳へず、村民の持なり、下同じ、

神明社 除地、二十一歩(二一坪)、村の東にあり、  
神明社 除地、四畝十六歩(二六坪)、村の東北にあり、社側に觀音堂跡あり、  
この堂地を合て除地前の數となる、

稻荷社 除地、二十五歩(二五坪)、村の西にあり、  
稻荷社 除地、二十一歩(二一坪)、村の西南にあり、  
稻荷社 除地、四畝十八歩(二八坪)、村の東南にあり、  
石神社 除地、十九歩(一九坪)、村の北にあり、

【溜井】(たらい) 灌溉用水を溜めておく場所。



隨流院ずいりゅういん 境内一萬八千九百七十二坪、村の東にあり、慶安元年十月二十四日、

境内觀音堂領三石餘の御朱印を賜へり、當寺は嘉吉元年の草創にして、其頃は觀音寺と號したれど、わづかなる庵室のさまなりしといふ、開基榮叟は

享祿二年十月九日化す、遙の後僧宗茂が住せしときより一寺となりしとぞ、

このときより今の如くに改めしなるべし、宗茂は延寶七年二月十五日寂せり、今これを開山とせり、曹洞宗にて、橘樹郡小机村雲松院の末寺にて、川

嶋山と號す、客殿九間に六間半、本尊釋迦の坐像長一尺、

觀音堂 客殿の左にあり、二間四方、本尊觀音は弘法大師の作にして、則

昔の本尊なり、相殿に金毘羅を祭れり、

鐘樓 客殿の右にあり、八尺四方、鐘經二尺ばかり、文化七年再興の銘文

あり、

正觀寺 除地、六畝十八歩、村の東北の隅にあり、曹洞宗、これも雲松院末、

補陀山と號す、本尊觀音を客殿に安す、客殿は六間に四間東向なり、立像にし

て長二寸ばかり弘法大師の作なりと云、當寺はもとの名主中田藤左衛門と云も

の、僧珠牛を開山として建立する所なり、珠牛は元禄元年九月十七日寂せり、

觀音堂 客殿の右にたてり、三間半に三間の堂にて、本尊正觀音は坐像に

て長一尺、堂の側に建武元年の碑あり、

神明祠 堂の左にあり、この祠に一畝十六歩の除地を附せり、

松月庵 見捨地、四畝二十一歩、村の南によりてあり、四間に二間の堂に

て西向なり、此堂は元禄七年僧萬機といへるが建立せしよし、本尊彌陀、坐

像にして長一尺四五寸ばかり、隨流院の持、

禪道庵 年貢地、十二歩、村の西によりてあり、これも隨流院の持なり、

開基宗伯享保六年建立せり、五間に四間東向なり、本尊釋迦の坐像長

一尺餘、

舊家者百姓藤左衛門 此所の村正にて中田を氏とす、先祖加賀守は北條氏の家人にして、その祿今の石高をもていはゞ、三萬石ほどを受しものなり

【享祿二年】 原文では享保二年と誤記。『編者』

【村正】 (そんせい) 村長。里正。

と云、此邊このあたりより稻毛等をすべて郡代ぐんだいせしよしを云傳いひつたへり、【北條家人役帳】を按あはるに、中田加賀守が名をのせて、小机の内川嶋及び矢上の内、十五貫四百二十文を領しりせしよしをのす、天正十八年小田原没落の時、加賀守は己が采邑さいいゆう矢上村へ落來り、同年没ぼつせしにより、同所保福寺へ葬ほうむれり、その子藤左衛門は後に當村へ移れり、其ころ父加賀守が遺骨を分ちて持來り、正觀寺を建てその塚を築きしなり、其石碑境内に存せり、大猷院たいぢいん殿の御時おぼんとき、正しき由緒ある浪人百姓等の系圖をさゞべきよし、命めいありし頃、藤左衛門が系圖をも奉たてまつりしかば、やがて長男をば召出されて、知行五百石を賜はり、屋敷をば江戸神田於玉ヶ池にてたまひしとなり、されど其年月等詳つまびらかならず、後に嗣ついでぐなくして家絶しと云、今の藤左衛門は、はじめ先祖の御家人に加へられしとき、名跡みやうせきとして次男某を此所へ殘し置ける、その子孫なりとぞ、

◎三段田村 三段田村は、郡の南の方かたにあり、古は川島村の内なりしが、正徳五年十二月、今の地頭安藤八郎左衛門定名が先祖、志摩守定知へ賜たまはりしとき、分郷ぶんかうとなりしよし、里人さとびとはいひ傳つたふ、されど正保年中改定國圖かいていのこくず已すでに、別に一村にして、伊奈半十郎忠治が支給所なりし由記よじしるしたれば、其頃すでに已すでに分村ありしことしらる。家數十一軒、村の西北に軒をつらぬ、東は小高新田につゞき、西は二俣川村にて、南は市の澤村なり、北はすなわち川島村なり、東西四丁ばかり、南北六丁(約六〇町)ほど、土性高低相半どじようして、すべていへば不平ふひらの地なり、土性は黒野土くろのちへな交まじりにして、陸田少く水田多し、されど用水便たよりあしくして、わづかに清水を引用ゆれば、まゝ早損かんそんの患うれいあり、檢地は元祿八年安藤對馬守重治たゞせり、

高札場 字中原あざ通りにあり、

【采邑】(さいいゆう)領地。知行所『広辞苑』

【大猷院】(たいいゆういん)徳川家光の諡号(し)

(こつ)。『広辞苑』

【へな】ねばりけのある泥土。ねんど。はに。

小名

長谷 西南の方にあり、

中丸 南の方にあり、

向ひ原 東の方にあり、

橋戸通 これも同じ邊なり、

三つ谷 北の方なり、

山王社 見捨地、一畝、字向原にあり、其地丘上にて松樹繁茂せり、鎮座の

年代を詳にせず、社前に木の鳥居をたつ、村持なり、

稻荷社 除地、一畝五歩、村の中程にてこれも丘上なり、村の鎮守とす、

鎮座の年代をしらず、社前に木の鳥居をたつ、例祭は年々九月十二日、村持、

西岸寺 除地、四畝八歩、村の西にあり、浄土宗、二俣川村淨性院の末、南

名山覺法院と號す、開山秀芳寂年詳ならず、本尊彌陀坐像にして、長

四尺五寸餘、良辨僧都の作なり、其他薬師の像あり、長一尺五寸、客殿三

間四間南向なり、

◎小高新田 小高新田は、貞享四年小高市右衛門と云もの、開墾する所

にして、その村は三段田村と今井村との間に接せり、當郡はすべて山にそ

ひたる所なり、されど昔は其間に原野空閑の地も多きにより、かの市右衛

門新墾のことを企しと云、其地は川井・二股川・今宿・白根・今井・市野

澤等の六ヶ村に散在せる原野と、久良岐郡戸部村の秣場の飛地とをあわせ

て開墾し、己が家號をもて小高新田と名づけたり、かの數村の空地をあつ

めたるものなれば、其地所々に散在して、四方の界域もさたかに辨すべか

らず、たゞ村落をなす所前文に云ごとく、三段田と今井との間の地にして、

もと久良岐郡戸部村の飛地なり、市右衛門が子孫は世々名主をつとめ、

今も彌市と號して此地に住せり、家數四十八軒、土地高低多くしてすべ

て陸田なり、土性は黒野土なり、元禄八年安藤對馬守檢地なり、この

〔空閑〕(くうかん) 未開墾の荒地。利用しないで、あけてある土地。空地。『広辞苑』

餘芝野六十丁散在して、所々にあり、昔百姓の持なり、  
高札場 村の東の方市野澤村のつゞきにあり、

小名

中丸 東によりてあり、

小中丸 中丸につゞきし地なり、

千段丸 これも同つゞきなり、

鹿子谷 南の方なり、

狐谷 これも南の方なり、

星谷 同じ邊にあり、

うばやしき 西の方、二俣川の内にある飛地なり、

中尾 西の方なり、

ろう馬 これも同邊なり、

大久保 西の方を云、

御殿丸 これも同じ邊なり、

後谷 (ウシロヤツ) 西北のかたなり、

赤坂 北のかたなり

神明社 年貢地、村の鎮守なり、名主彌市がかまへの内にあり、

六塚 北の方、今宿村に接せし所にあり、その數六ある故かくよべり、いづれも二坪ばかりの小冢なり、來由詳ならず、

◎岡津新田 岡津新田も、貞享四年の開墾なり、この地もと相州鎌倉郡岡津村、及び郡中二俣川村との境なる原野なりしを、新墾の企ありしとき、岡津村の百姓等をかり集て鬮きしにより、村名には岡津をもて稱すれども、小高市右衛門が企によれば、今も二俣川村より持添の地にして、貢税等は小高新田の名主役の進退によれりと云、もとより民家はなくすべて陸田なり、檢地等のこと皆小高新田に同じ、

## 新編武藏風土記稿卷之八十二 終

【貢税】(こうぜい) 物品で納める税。『広辞苑』